

公 示

本大会は JAF 公認のもとに、FIA 国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則に従い、JMRC ラリーシリーズ関東統一規則書、長野県ラリー競技一般規則書、各競技会特別規則書によって開催される。又、交通法規の遵守、安全運転を基本理念としてスポーツマンシップに基づく運転技術の習得を目的とする。

総 則

本一般規則書は長野県内で開催されるラリー競技会に有効であり、本規則書に記載されない競技運営に関する実施細則、および参加者に対する指示事項は各競技会の特別規則書に記載する。特別規則書に記載された内容はその示す範囲において本一般規則書を優先する。

第1条	競技会の名称	特別規則書に記載
第2条	競技種目	“
第3条	オーガナイザー	“
第4条	大会役員	“
第5条	競技役員	“
第6条	開催場所	“
第7条	開催日時	“
第8条	参加料	“
第9条	賞典	“
第10条	公式通知	“

特別規則書に記載されない競技運営に関する実施細則および参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。公式通知に記載の内容はその示す範囲においてすでに示されたすべての指示に優先する。

第11条 ドライバースブリーフィング

ドライバースブリーフィングに競技参加者は必ず出席しなければならない。

第12条 参加車両

本競技会に参加できる車両は、JAF 国内競技車両規則第 22 編ラリー車両規定に従った RN 車両、RJ 車両又は日本ラリー選手権規定に合致した RF 車両あるいは RB 車両(2002 年ラリー車両規定)に従った車両で下記の条件を満たす事。

車検証、自動車損害賠償責任保険証を有し正規にナンバーを交付されていること。

乗車人員分の 4 点式以上の安全ベルト、ヘルメット、レーシングスーツを装備すること。

消火器(内容量 1.5 kg 以上)

マフラー及び排気管の触媒以降は、同型式内のメーカー純正部品のみとする。

空気を取り入れるためのダクト追加がなくエアクリナーボックスは純正品のままだが望ましい。

第13条 参加資格

本競技会も出場する者は、参加申込みを行う時点において、参加車両を運転するに有効な運転免許を取得後 1 年以上経過していること。又、当年度有効の競技

運転者許可証(国内 B 級以上)の所持者であること。

第14条 参加受付及び締切

参加申し込みは所定の用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて申し込むこと。

郵送の場合は現金書留で期間内必着とする。

JMRC に所属していないクラブ、団体及び個人の参加クルーは当競技会の参加料に一人当たり 1,000 円を増額し申し込むこと。

参加の受理

組織委員会選考審査会において正式参加受理を決定し、ただちに参加者に正式受理書で通知する。

正式参加受理後の乗員の変更は認めない。但し、競技会審査委員会の承認がある場合はこの限りではない。

クラス変更をともなう車両の変更は認められない。

正式参加受理後の参加料は返還しない。

参加台数は原則として 60 台までとする。

第15条 競技番号

競技番号はオーガナイザーが決定する。

第16条 参加者の守るべき事項

競技中はいかなることがあろうとも現行道路交通法の遵守を優先とする。

一般車両及び歩行者に迷惑をおよぼさないこと。

他車に追従する場合はすれ違い灯に切替えること。

明らかに追い越そうとしている車がある場合はすみやかに進路を譲って追い越させること。

登録された搭乗者以外は乗車してはならず、1 名のドライバーによって連続 150 km 以上運転してはならない。

リタイヤした時は最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。不可能な場合は電話等で事務局まで連絡すること。

リタイヤ又は失格した場合は直ちにゼッケン番号その他の車体貼付物を取り除くこと。

第17条 車両検査

検査項目は以下の通りとする。

事務局受付時:車検証、自動車損害賠償責任保険証、
運転免許証、競技運転者許可証

車両検査時:前照灯、後付前照灯、霧灯、制動灯、
後退灯、方向指示灯、ワイパー、ホーン、
マフラー、安全ベルト、赤色灯、三角停止
表示板 2 枚、救急薬品、けん引ロープ、消
火器、発炎筒、等を検査する。

技術委員長の要求する修正、取り外しなどに応じない参加車両は出走することができない。

第18条 スタート

ルートブックはスタート前に手渡される。
スタートは原則として競技番号順とし1台ずつ1分間隔でスタートする。
自車のスタート時刻の1分前までに定位置に着けない車両はスタートできない。

第19条 計 時

すべてのオーガナイザーの所持する時計により、車両の通過した時刻を計時する。

第20条 チェックポイント(CP)

CPは原則として進行方向左側に設置され、その数と場所は事前に公表しない。
CP発見後は停車又は時間調整とみなされる減速運転を行ってはならない。
CP(フィニッシュを含む)は1号車の到着予定時刻の15分前より開設し、最終号車の到着予定時刻の20分後に閉鎖される。
ただし、状況により開閉時刻を繰り上げもしくは延長する場合もある。

第21条 コントロールシート

コントロールシートは各ステージのスタート前に交付される。
各ステージ終了後指定の時間内にチェックカード等を貼付し、かつ必要事項を記入した上で事務局に提出しなければならない。

第22条 採点方法および成績採点方法

採点方法

正解通過時間に対して早遅着を1秒につき1点減点とする。
特別計時区間については所要時間1秒につき1点減点とする。
特別計時区間でのフライングスタートは1回につき10点減点とする。

成績

減点合計の少ない者より順位をつける。
同減点の場合は特別規則書により規定する。

第23条 失 格

下記に該当することが競技長によって認められた場合、その参加者は失格とする。

対人あるいは対物事故を起こし警察官の取調べを受けた場合。(加害者、被害者を問わない。)
道路交通法に違反し警察官の取り調べを受けたとき。
競技中著しく車体又は保安部品を破損したとき。
リタイヤの申告をせず競技を離脱したとき。
公道の走行マナーの悪いとき。
チェックカード、コントロールシート、タイムカードを改ざんしたとき。
CP発見後時間調整とみなされる停車をしたとき。
途中で参加者もしくは車両を変更したとき。
参加者又はその関係者間でスパイ行為のあったとき。
その他競技役員の重要な指示に従わないとき。
他のチームアピールを第三のチームが支持し、競技長がそれを認めたとき。
故意、過失にかかわらずコースを閉鎖した場合。

競技中参加者のあきらかな交通違反行為をオーガナイザーが認めたとき。

競技会で使用が予想されるコースで練習走行が発見されたとき。

第24条 抗 議

参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断したときはこれに対して抗議する権利を有する。
抗議は抗議の対象となる理由を具体的に記述して抗議料として1件につき20,300円を添えて競技長に文書をもって提出しなければならない。

抗議料はその抗議が認められた場合に返還される。

チェックカードに関する抗議はそのチェックポイントで直ちに行い、CPの責任者の判定を最終的なものとする。又道路状況等による交通障害に起因する抗議は受けつけない。

競技に対する抗議は参加者がフィニッシュ到着後30分以内に行わなければならない。

競技成績に関する抗議は暫定成績発表後30分以内に行わなければならない。

技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は決定直後とする。

競技会審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第25条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈について疑義が生じた場合は、当該競技会審査委員会の決定を最終とする。

スペシャルステージラリーにおけるアベレージラリーとの相違点についてはJAF国内競技規則に従い、JMRCラリーシリーズ関東統一規則書に準ずるものとする。